

陳情文書表

令和4年第3回神奈川県議会定例会

令和4年12月7日

陳情番号	130	付議年月日	4. 11. 25
件名	「重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書」の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の脅威の中、あらためて医療提供体制の確立、医療関係法・制度の改正の重要性が明らかになっています。とりわけ、障害者にとっては「健康に生きる」ことの願いが、コロナ禍を通して、これまで以上にその切実さが増したといえます。</p> <p>現在、障害者医療をめぐるのは、国の不十分な制度を補う形で、自治体での重度心身障害者医療費助成制度が実施されています。この制度は、1960年代に自治体独自施策として実施され、いまではすべての自治体で実施され、障害者にとってはなくてはならない制度となっています。</p> <p>しかし本来、障害者医療は国の制度として実施されるべきものです。にもかかわらず、国に代わって実施している自治体に対し、窓口無料化（現物給付）は医療機関に受診する患者が増えて医療費が増大化するとともに、ペナルティー制度（国民健康保険制度に対する国庫負担を減額する措置）の制裁を加えており、このこと自体、本末転倒といえます。</p> <p>新型コロナウイルス感染における最大の教訓は、医療提供体制の確立と医療関係法・制度の改正であり、この機に重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求めるとりくみにご理解ご支援をいただき、意見書を議会で採択していただきますよう陳情致します。</p> <p>2 陳情事項</p> <p>一 障害者医療費無料制度を国の制度として創設すること。その際、精神障害者・難病などを含む全ての障害者を対象にするとともに、通院・入院ともに適用すること。</p> <p>二 重度心身障害者医療費助成制度に対する国のペナルティー制度を全廃すること。</p> <p>三 当面、自治体の実施する重度心身障害者医療費助成制度に対し、国の財政支援をおこなうこと。</p>			

陳情番号	131	付議年月日	4. 11. 30
件名	神奈川県立茅ヶ崎北陵高校の学習環境の整備について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>新聞報道によれば、ずっと仮校舎のまま勉強している事である。本校舎で、今後勉強できるようにしてほしいです。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>高校生は、仮校舎でなく、本校舎で勉強すべきです。</p>			

陳情番号	132	付議年月日	4. 11. 30
件名	神奈川県庁の正門のプレート（看板）の追加について陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨 正門のプレートが旧字体なので、新字体も追加してほしい。</p> <p>2 陳情の理由 学校で習わない漢字で、読みにくいし、書けないです。</p>			

陳情番号	133	付議年月日	4. 12. 1
件名	日本人の死者数増加に対する調査を国に求める意見書の提出に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>日本人の死者数増加に対する調査を国に求める意見書の提出を陳情します。</p> <p>日本人の死者数が増えている原因を調べて、市民、県民、国民に知らせてほしい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>当月を含む過去1年間の死亡者数が令和3年から毎月増えています。</p> <p>厚労省の人口動態統計による死者数は、</p> <p>令和2年8月に111,591人が、令和4年8月に135,649人となるなど、月単位で増加しており、</p> <p>令和元年9月から令和2年8月までの1年間で1,376,074人が、</p> <p>令和3年9月から令和4年8月までの1年間で1,523,749人となるなど、</p> <p>年単位でも増加しています。実に147,675人も増加しています。</p> <p>日本人の命を守りたいから。よろしく願いいたします。</p>			

陳情番号	134	付議年月日	4. 12. 1
件名	裁判所の機能の充実を最高裁判所等に要望する意見書を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>第1 陳情の趣旨</p> <p>神奈川県内のすべての県民が、公平な司法サービスを受受するために、必要な審理体制の採用並びに裁判官・裁判所職員の増員及び施設の整備を行い、裁判所の機能を充実することを要望する意見書を、貴議会より、最高裁判所、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣に提出していただきたく、陳情いたします。</p> <p>第2 陳情の理由</p> <p>1 地方裁判所及び家庭裁判所は、地域や家庭における紛争等を解決するための重大な職責を担っており、事案の処理に適した審理体制の採用並びに人材及び施設の確保が不可欠です。加えて、国民に対する司法サービスの提供に当たっては、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利が公平に保障されることが求められます。</p> <p>しかしながら、民事事件や刑事事件において複数の裁判官で審理をする合議制及び労働事件を簡易迅速に解決する労働審判が導入されていない裁判所があることや、家事事件が増加、複雑化する中、身近に家庭裁判所が存在しないことから、居住地から離れた遠方の裁判所での手続きを行うことを余儀なくされるなど、特定の地域住民が負担を強いられている状況が一部に認められ、県内の裁判所での対応状況に差異が生じています。</p> <p>2 本県においても、横浜地方裁判所相模原支部では、合議制・労働審判が採られておらず、複雑・専門的な事案について適正かつ迅速な裁判を受ける権利が侵害されていることや、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所が併設されていないことから、同裁判所管内の県民の裁判を受ける権利を実質的に阻害しており、早急な対応を求める声があります。</p> <p>よって、貴議会より、陳情の趣旨記載の意見書を、最高裁判所及び関係行政機関に提出していただきたく、陳情いたします。</p>			